



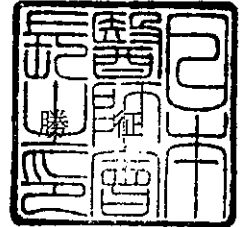
日医発第 646 号 (地 I 118)

平成 22 年 10 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中



医師法施行規則の一部を改正する省令について (医師届出票の改正)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に「医師法施行規則の一部を改正する省令について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

医師は、医師法上、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他の事項を、医師法施行規則に定める医師届出票により、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないとされております。

本件は、医師の診療科間の偏在や地域間の偏在の状況を把握することができるよう、医師届出票の書式を改正し、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」に関する事項を追加するものであります。

また、「従事する診療科名等」についても、「18循環器外科(心臓・血管外科)」を「心臓血管外科」に改めております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願いいたします。

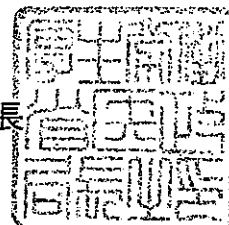
なお、都道府県知事宛厚生労働省通知中、「(参考) ○ 別添 1 医師法施行規則の一部を改正する省令」の次の「(厚生労働省令 0819 第 5 号)」とあるのは、正しくは「(厚生労働省令第 10-1 号)」とのことであることを申し添えます。



医政発0901第8号
平成22年9月16日

日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

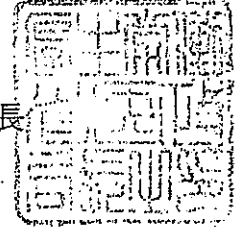
標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて通知したので、御了知いただくようお願いいたします。



医政発0901第8号
平成22年9月1日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令0819第5号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、同日施行されます。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、所管の保健所等に対して、必要な周知が図られるよう御配慮願います。

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の調査の実施通知については、別途、10月下旬に送付する予定をしております。

記

近年、医師の診療科間の偏在や地域間の偏在が重要な課題となっていることから、当該偏在の状況を把握することができるよう、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第2号書式（医師届出票）に「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」に関する事項を追加するものである。

以上

(参考)

- 別添1 医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令0819第5号）
- 別添2 医師法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令第百一号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月一日

厚生労働大臣 長妻 昭

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



医 師 届 出 票

第二号書式（第六条関係）

（ 年12月31日現在）

(1) 住 所	〒□□□□-□□□□□				
	都道 府県	市 郡	区	町 村	番地 番 号
(2) 氏 名	ふりがな			電話	市外局番 (— —)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女		(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(5) 医 登 録 番 号	第	号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類 業務の種類別の1から15までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別		業 務 の 種 別		
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者		
	医育機関		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生 (医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生		
	介護老人保健施設		8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設		10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 10及び11以外の産業医 13 上記以外の保健衛生業務の従事者		
その他		14 その他の業務の従事者 15 無職の者			
(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他				
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	ふりがな			電話	市外局番 (— —)
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□□-□□□□□				
	都道 府県	市 郡	区	町 村	
(11) 従 事 す る 診 療 科 名 等 (7)欄の1から6までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入のこと。	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	主たる診療科名の番号(1つ)
	IV	40 臨床研修医	41 全科		
	V	42 その他 ()			

(12) 取得している広告 可能な医師の専門 性に関する資格名 取得しているすべての資格名 の番号を○で囲むこと。	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医		
	II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医		
	III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医		
	IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期(新生児)専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医		
(13) 本届出票の 活用に対する 同意確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に 記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供される ことに同意する場合には、右欄に○を付けること。			<table border="1"> <tr> <td>同意欄</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	同意欄	
同意欄						
(14) 備 考						

提出期限
翌年1月15日

附 則

この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

医師法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)

改正案

医師届出票

第二号様式 (個人用紙)

年12月31日現在

(1) 住所	〒□□□□-□□□□□□	市	区	町	番地	〒
(2) 氏名	市外局番 ()					
(3) 性別	1 男・2 女	(4) 生年月日	1 年 2 月 3 日	4 年 月 日		
(5) 医師番号	第 号	(6) 医局番号	1 号	2 号	3 号	4 号
(7) 主たる業務として兼務の種別	診療所 病院 医行機関 介護老人保健施設 上記以外の施設	業務の種別				
		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の医師 3 病室の開設者 4 病室の医師 5 病室の主任医師 6 病室の主任医師以外の者又は大正12年以前に開設された病室の主任医師 7 病室の主任医師以外の者又は大正12年以前に開設された病室の主任医師 8 介護老人保健施設の開設者 9 介護老人保健施設の主任医師 10 介護老人保健施設以外の者又は研究機関の開設者 11 10以外の者 12 10以外の者 13 10以外の者 14 10以外の者 15 10以外の者 16 10以外の者				
(8) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容を○印を付す。					
(9) 従事者の名称	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 医薬品調製 5 その他		市外局番 ()			
(10) 従事者の所在地	〒□□□□-□□□□□□	市	区	町	番地	〒
(11) 業務内容	I 内科 12 外科 13 小児科 14 産科 II 皮膚科 15 泌尿器科 16 泌尿器科 III 眼科 17 耳鼻科 18 耳鼻科 IV 40 歯科診療 41 全科					

現行

医師届出票

第二号様式 (個人用紙)

年12月31日現在

(1) 住所	〒□□□□-□□□□□□	市	区	町	番地	〒
(2) 氏名	市外局番 ()					
(3) 性別	1 男・2 女	(4) 生年月日	1 年 2 月 3 日	4 年 月 日		
(5) 医師番号	第 号	(6) 医局番号	1 号	2 号	3 号	4 号
(7) 主たる業務として兼務の種別	診療所 病院 医行機関 介護老人保健施設 上記以外の施設	業務の種別				
		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の医師 3 病室の開設者 4 病室の医師 5 病室の主任医師 6 病室の主任医師以外の者又は大正12年以前に開設された病室の主任医師 7 病室の主任医師以外の者又は大正12年以前に開設された病室の主任医師 8 介護老人保健施設の開設者 9 介護老人保健施設の主任医師 10 介護老人保健施設以外の者又は研究機関の開設者 11 10以外の者 12 10以外の者 13 10以外の者 14 10以外の者 15 10以外の者 16 10以外の者				
(8) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容を○印を付す。					
(9) 従事者の名称	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 医薬品調製 5 その他		市外局番 ()			
(10) 従事者の所在地	〒□□□□-□□□□□□	市	区	町	番地	〒
(11) 業務内容	I 内科 12 外科 13 小児科 14 産科 II 皮膚科 15 泌尿器科 16 泌尿器科 III 眼科 17 耳鼻科 18 耳鼻科 IV 40 歯科診療 41 全科					
(12) 申請出票の用途に對する同意書	各都道府県における医師法施行規則の施行に際しては、申請出票に同意した旨の捺印又は一定の署名、定章の所在地の郵便局に送附されることにより同意する場合に、右欄に○を付すこと。					

(傍線の部分は改正部分)

(13) 現在している診療 可能な医師の専門 性に關する資格名 資格名 (USJ-ACCREDITED 認定科)	<table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01 総合内科専門医</td> <td>02 呼吸器専門医</td> <td>03 循環器専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>04 消化器科専門医</td> <td>05 腎臓専門医</td> <td>06 作業療法士</td> </tr> <tr> <td></td> <td>07 皮膚科専門医</td> <td>08 腫瘍科専門医</td> <td>09 内分秘代謝科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 皮膚科専門医</td> <td>11 皮膚科専門医</td> <td>12 アレルギー専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 リウマチ専門医</td> <td>14 緩和ケア専門医</td> <td>15 小児科専門医</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>17 外科専門医</td> <td>18 呼吸器外科専門医</td> <td>19 心臓血管外科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 泌尿器科専門医</td> <td>21 気管支内視鏡科専門医</td> <td>22 消化器科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23 泌尿器科専門医</td> <td>24 消化器科専門医</td> <td>25 消化器科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26 泌尿器科専門医</td> <td>27 泌尿器科専門医</td> <td>28 泌尿器科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29 泌尿器科専門医</td> <td>30 泌尿器科専門医</td> <td>31 泌尿器科専門医</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>31 リウマチ専門医</td> <td>32 放射線科専門医</td> <td>33 放射線科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34 放射線科専門医</td> <td>35 放射線科専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>36 麻酔科専門医</td> <td>37 麻酔科専門医</td> <td>38 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>39 麻酔科専門医</td> <td>40 消化器内視鏡科専門医</td> <td>41 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>42 麻酔科専門医</td> <td>43 レーザー専門医</td> <td>44 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45 麻酔科専門医</td> <td>46 消化器内視鏡科専門医</td> <td>47 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>48 ペンタニウム専門医</td> <td>49 麻酔科専門医</td> <td>50 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51 麻酔科専門医</td> <td>52 麻酔科 (衛生学) 専門医</td> <td>53 麻酔科専門医</td> </tr> <tr> <td></td> <td>54 麻酔科専門医</td> <td>55 麻酔科専門医</td> <td></td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医	02 呼吸器専門医	03 循環器専門医		04 消化器科専門医	05 腎臓専門医	06 作業療法士		07 皮膚科専門医	08 腫瘍科専門医	09 内分秘代謝科専門医		10 皮膚科専門医	11 皮膚科専門医	12 アレルギー専門医		13 リウマチ専門医	14 緩和ケア専門医	15 小児科専門医	II	17 外科専門医	18 呼吸器外科専門医	19 心臓血管外科専門医		20 泌尿器科専門医	21 気管支内視鏡科専門医	22 消化器科専門医		23 泌尿器科専門医	24 消化器科専門医	25 消化器科専門医		26 泌尿器科専門医	27 泌尿器科専門医	28 泌尿器科専門医		29 泌尿器科専門医	30 泌尿器科専門医	31 泌尿器科専門医	III	31 リウマチ専門医	32 放射線科専門医	33 放射線科専門医		34 放射線科専門医	35 放射線科専門医		IV	36 麻酔科専門医	37 麻酔科専門医	38 麻酔科専門医		39 麻酔科専門医	40 消化器内視鏡科専門医	41 麻酔科専門医		42 麻酔科専門医	43 レーザー専門医	44 麻酔科専門医		45 麻酔科専門医	46 消化器内視鏡科専門医	47 麻酔科専門医		48 ペンタニウム専門医	49 麻酔科専門医	50 麻酔科専門医		51 麻酔科専門医	52 麻酔科 (衛生学) 専門医	53 麻酔科専門医		54 麻酔科専門医	55 麻酔科専門医	
I	01 総合内科専門医	02 呼吸器専門医	03 循環器専門医																																																																										
	04 消化器科専門医	05 腎臓専門医	06 作業療法士																																																																										
	07 皮膚科専門医	08 腫瘍科専門医	09 内分秘代謝科専門医																																																																										
	10 皮膚科専門医	11 皮膚科専門医	12 アレルギー専門医																																																																										
	13 リウマチ専門医	14 緩和ケア専門医	15 小児科専門医																																																																										
II	17 外科専門医	18 呼吸器外科専門医	19 心臓血管外科専門医																																																																										
	20 泌尿器科専門医	21 気管支内視鏡科専門医	22 消化器科専門医																																																																										
	23 泌尿器科専門医	24 消化器科専門医	25 消化器科専門医																																																																										
	26 泌尿器科専門医	27 泌尿器科専門医	28 泌尿器科専門医																																																																										
	29 泌尿器科専門医	30 泌尿器科専門医	31 泌尿器科専門医																																																																										
III	31 リウマチ専門医	32 放射線科専門医	33 放射線科専門医																																																																										
	34 放射線科専門医	35 放射線科専門医																																																																											
IV	36 麻酔科専門医	37 麻酔科専門医	38 麻酔科専門医																																																																										
	39 麻酔科専門医	40 消化器内視鏡科専門医	41 麻酔科専門医																																																																										
	42 麻酔科専門医	43 レーザー専門医	44 麻酔科専門医																																																																										
	45 麻酔科専門医	46 消化器内視鏡科専門医	47 麻酔科専門医																																																																										
	48 ペンタニウム専門医	49 麻酔科専門医	50 麻酔科専門医																																																																										
	51 麻酔科専門医	52 麻酔科 (衛生学) 専門医	53 麻酔科専門医																																																																										
	54 麻酔科専門医	55 麻酔科専門医																																																																											
(13) 本届出票の 添付に對する 同意確認	各認定所長における医師資格保持者の後科等に添付するため、本届出票に 記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の認定所長に提供される ことに同意する場合には、右欄に○を付けること。	<table border="1"> <tr> <td>同意欄</td> </tr> </table>	同意欄																																																																										
同意欄																																																																													
(14) 備考																																																																													

届出票
 受付17月15日

平成 2 2 年 9 月 2 日
厚生労働省医政局医事課企画法令係

医師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）
の訂正とお詫びについて

標記通知に一部誤りがございましたので訂正いたします。

「医師法施行規則の一部を改正する省令」は、厚生労働省令0819第5号ではなく、厚生労働省令第101号です。

大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。